

「未利用口座管理手数料」に関するお知らせ

大垣西濃信用金庫は**令和4年3月1日（火）**から**未利用口座管理手数料をすべての普通預金口座（総合口座を含む）に適用**します。

本手数料は、長期間利用されていない口座の不正利用による被害を防止するために、これまで令和2年4月1日以降に開設された口座を対象としていましたが、令和2年3月31日以前に開設された口座へも適用するものです。

なお、**日頃よりお預入れや払戻し、口座振替などのお取引をいただいているお客さまの口座は対象となりません。**

大垣西濃信用金庫は、今後も一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◆ 未利用口座管理手数料の概要

対 象 口 座	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①②両方に該当する口座を対象といたします。 ① 残高1万円未満で、最後のお預入れまたは払戻し（利息入金、未利用口座管理手数料の引落しは除く）から2年以上、お預入れまたは払戻しがない普通預金口座 ② 当金庫（本支店を含む）で他に定期性預金、投資信託、外貨定期、国債やお借入れなどの取引がないこと
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の目的のため適用させていただいております。 ① 開設いただいたにもかかわらず、しばらくご利用のない口座について、ぜひご利用の再開をお願いしたいため。 ② 今後ご利用の予定のない口座については、不正利用防止の観点からご解約をお勧めするため。 ③ ごご利用のない口座について、その管理に要している最低限のコストをご負担いただくことにより、口座をご利用いただいているお客さまへのサービスの維持・向上をはかるため。
手 数 料	年間1,320円（税込）
手数料の引落し	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象となるお客さまには事前に「ご案内」を届出住所に発送します。（「ご案内」が到着しなかった場合も、通常到達すべきときに到達したものとみなします。） ② 「ご案内」の発送から一定期間（約3ヶ月）経過後も利用や解約がない場合、未利用口座管理手数料を口座から引落しさせていただきます。
口座の自動解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合、口座残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引落し、当該口座を自動的に解約させていただきます。その場合、お手元の通帳、キャッシュカードは、以降ご利用いただけません。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年3月31日以前に開設された口座の未利用口座管理手数料の引落しは、令和6年7月以降の予定です。 ・ ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

◆ 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）の改定

普通預金規定新旧対照表（下線部が改定となる部分です）

改定後	改定前
改訂前どおり	略
<p>7.（手数料等）</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料</p> <p>① 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。</p> <p>② ～ ⑥ 改訂前どおり</p> <p>(2) 改訂前どおり</p> <p style="text-align: center;">改訂前どおり</p> <p>付則 未利用口座管理手数料のご説明</p> <p>1. 未利用口座となる口座</p> <p><u>残高1万円未満で、最後の預入れまたは払戻し（利息入金、未利用口座管理手数料の引落しは除く）から2年以上、預入れまたは払戻しがない普通預金口座を未利用口座として取扱います。</u></p> <p><u>ただし、当金庫（本支店を含む）で他に定期性預金、投資信託、外貨定期、国債や借入れの取引がある場合は未利用口座の対象外です。（手数料は必要ありません。）</u></p> <p><u>※ 盗難、紛失などでご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますので、ご注意ください。</u></p> <p>2. 未利用口座管理手数料引き落としの手順</p> <p>(1) <u>未利用口座管理手数料は、お客さまの口座が未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内させていただきます。</u></p> <p><u>※ 送付したご案内が延着または到着しなかった時でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。</u></p> <p>(2) <u>ご連絡を差し上げてから、一定期間経過後もお取引がない場合に、当金庫所定の手数料をご負担いただきます。</u></p>	<p>7.（手数料等）</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料</p> <p>① <u>令和2年4月1日以降に開設された普通預金口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。</u></p> <p>② 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>③ この預金口座が未利用口座になった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。</p> <p>④ 前3項で引き落としした未利用口座管理手数料は、返却しません。</p> <p>⑤ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。</p> <p>⑥ 解約された口座の再利用はできません。</p> <p>(2) この預金口座の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合、当該手数料はこの預金口座から払戻請求書によらず引き落とします。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>付則 <u>前記7.の規定については、令和2年4月1日以降に開設された口座に適用されるものとします。その他の規定については、口座開設日にかかわらず、すべての口座に適用されるものとします。</u></p>

ご不明な点は、お取引店舗までお問い合わせください。